障害報酬改定

A型、短時間就労も評価

「複数の指標で点数化」

厚生労働省は9月24日、障害福祉サービスの報酬改定に関連し、就労系サービスの見直し案を「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」で明らかにした。就労継続支援A型事業については、短時間勤務を希望する障害者を受け入れることも報酬上の評価に反映する。2018年度の改定で、障害者の1日の平均労働時間が長いほどA型事業所に入る基本報酬を高くしたが、異論が上がっていた。21年4月の改定では労働時間だけでなく複数の指標を点数化し、点数の高低で基本報酬にメリハリをつける方針だ。

想定する指標は「1日の平均労働時間」のほか「短時間勤務希望者の受け入れ状況」「キャリアアップの仕組みの有無・内容」など。体調が安定しない精神障害者は長時間働くのが難しい例があることを考慮する。

そうした人を受け入れても、現在の報酬の仕組みでは評価されにくいことが問題視されていた。そこで厚労省は今後、指標ごとの点数の合計点によってその事業所の基本報酬を決めることを提案。アドバイザーからは異論はなかった。

コロナ禍の影響でパンの売り上げが減った就労Ｂ型事業所

■Ｂ型には新報酬体系

雇用契約を結ばずに働く就労継続支援Ｂ型事業も、同様の理由から18年度改定の修正を厚労省は模索する。

障害者に支払う工賃の平均月額に応じて、事業所の基本報酬を決めることとしたのが18年度改定だが、現場からは反対意見が続出。安定して稼げない障害者は事業所に通いにくくなるとの懸念が指摘されていた。

21年度改定では平均工賃に応じた報酬体系とは別に、事業所の定員数に応じて報酬に差をつける体系を設ける考え。事業所ごとに現行体系か新体系かを選べるようにする。

ただし、新体系の報酬は総じて低く抑えられる見込み。検討チームのアドバイザーからは、事業所ごとにどちらを適用するか振り分けるのは難しいとする意見が上がった。

厚労省はこのほか、「就労移行支援事業」「就労定着支援事業」の見直し案も示した。

また、就労系サービスに共通する事項として、新型コロナウイルスによる事業実績の落ち込みを21年度の報酬算定に反映しなくても良いこととする考えを明らかにした。

新型コロナの感染を防ぐため、通いではなく在宅で就労系サービスを利用する際の要件も緩和する。

（福田敏克）